



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、医学の進歩や生活環境の改善等により平均寿命が急速に延び、世界有数の長寿国となる一方で、生活習慣病やその重症化などにより要介護状態となる人が増加し、健康寿命を延ばすことが喫緊の課題となっています。

国においては、「健康日本 21」（平成 12～24 年度）を制定し、国民運動として健康づくりを推進するとともに、平成 14 年 8 月には国民の健康づくり・疾病予防をさらに強力に推進するための根拠法として「健康増進法」を制定しました。また、平成 24 年 7 月には「健康日本 21（第2次）」を制定し、これまでの一次予防を重視した個人レベルの生活習慣の改善の取組みに加え、社会参加機会の増加や社会環境の改善のための取組みが求められることとなりました。

これを受け、本市では平成 25 年 3 月、「小都市健康増進計画（おごおり元気プラン）」（平成 20～29 年度）の取組み状況等について中間評価を行い、後期 5 年間における課題や施策をまとめた「小都市健康増進計画 後期計画」を策定し、「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまち」づくりを推進してきました。

一方、国民のライフスタイルや価値観、ニーズの多様化などを背景に、「食」を大切にする意識の希薄化や家族そろって食事をする機会の減少、朝食の欠食、不規則な食生活による生活習慣病の増加など、様々な問題が生じており、「食」を取り巻く状況が大きく変化しています。

国では、平成 17 年 7 月に食育を国民運動として推進していくことを目的とした「食育基本法」を施行し、これに基づき「食育推進基本計画」（平成 18～22 年度）を策定し、総合的かつ計画的な食育に関する取組みをスタートさせました。そして、その取組みは「第 2 次食育推進基本計画」（平成 23～27 年度）を経て、「第 3 次食育推進基本計画」（平成 28～32 年度）に引き継がれています。

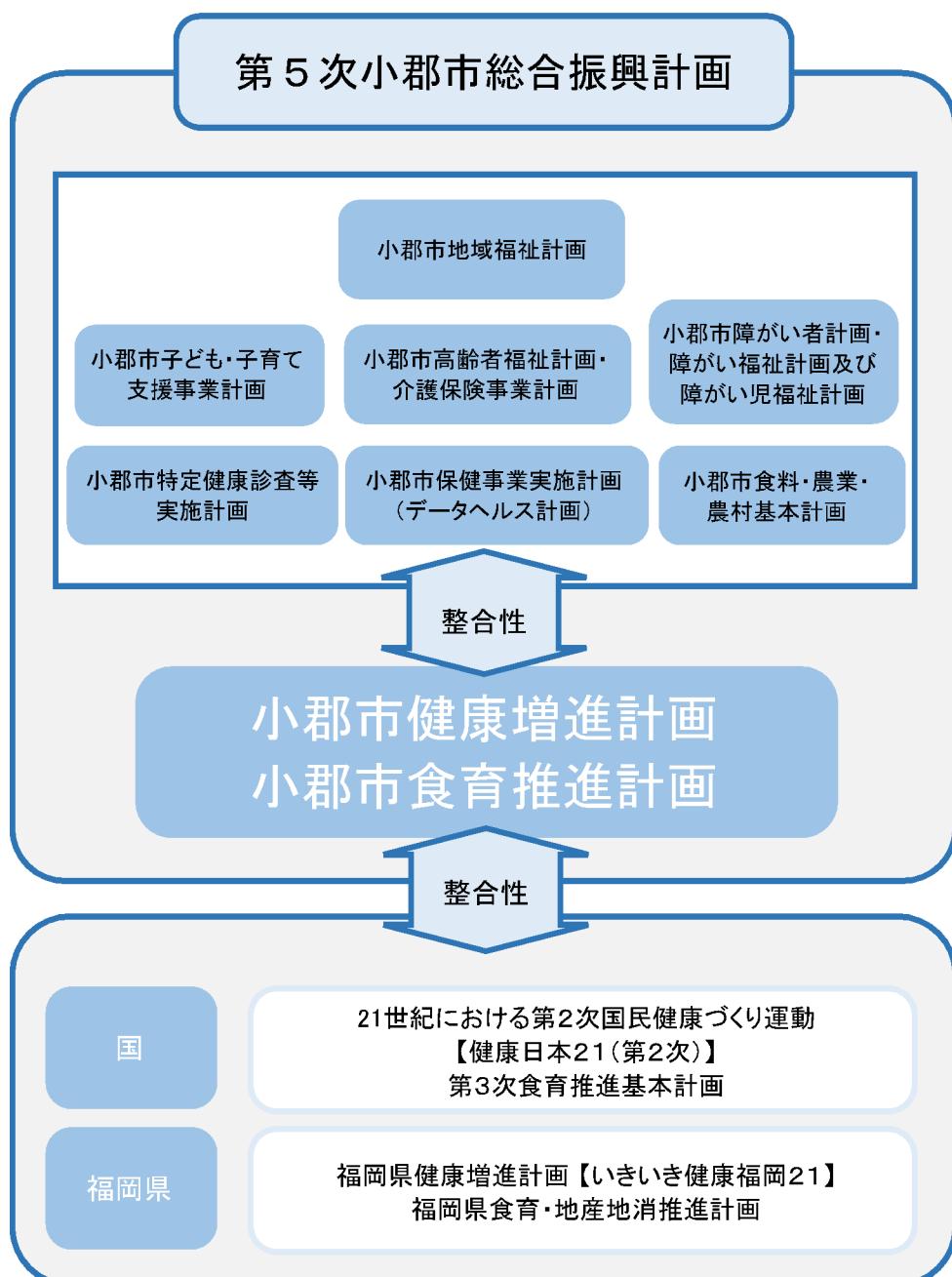
本市においても、平成 24 年 8 月、「食」や「農」に係る施策を総合的かつ体系的に推進していくための方向性や体制整備を示した「小都市食育推進計画（おごおり食育プラン）」（平成 24～28 年度）を策定し、食育の推進を図ってきました。

小都市食育推進計画は、小都市健康増進計画より 1 年早く計画期間満了を迎ましたが、両計画は相互に連携していくことが重要であり、一体的な見直しが効率的かつ有効であると考えられます。そこで、小都市食育推進計画の計画期間を 1 年延長し、平成 29 年度に両計画の成果と反省を踏まえ、市民主体の健康づくりと食育を社会全体で支援するための基本指針かつ行動計画としての新しい「小都市健康増進計画・小都市食育推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」と食育基本法第18条第1項の「市町村食育推進計画」を一体的に策定するもので、市民の健康づくりと食育を、行政、市民、地域関係機関・団体、事業者などが一体となって推進するための行動計画です。

また、この計画は、第5次小都市総合振興計画の健康・福祉分野の基本計画の一つとして位置づけ、「小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「小都市子ども・子育て支援事業計画」との十分な整合性を図るとともに、医療保険者として策定する「小都市特定健康診査等実施計画」に基づく保健事業との連携を図ります。



3 計画の期間

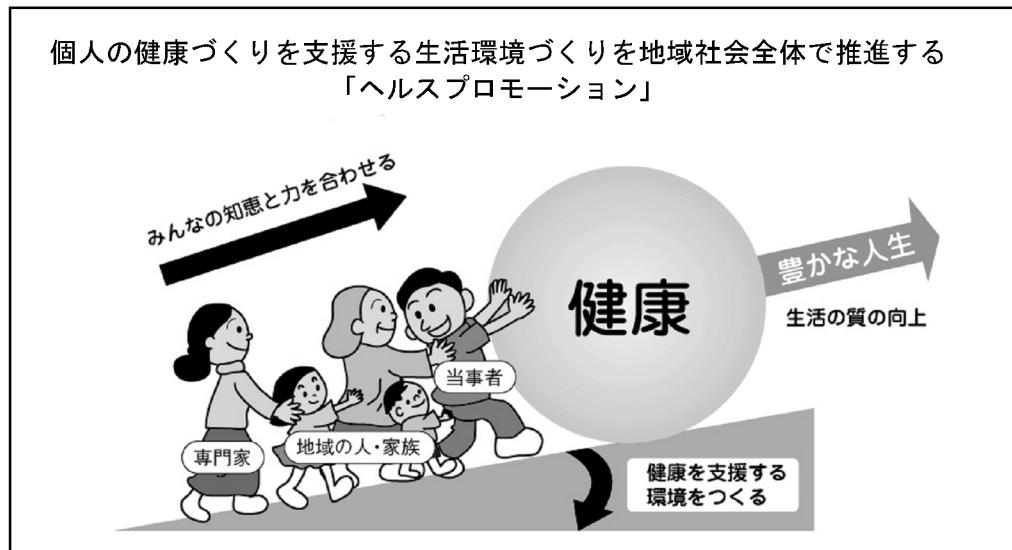
この計画は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする10か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証し、平成34年度に中間評価と見直しを行うこととします。

4 計画の基本理念

第1次健康増進計画期間中の取組みにより、小郡市民の健康意識が着実に高まりつつある一方で、第1次計画策定時に抽出された小郡市の健康課題の多くは、現在も未解消のまま残っています。第2次計画においても、引き続き「ヘルスプロモーション」の考え方に基づき、これら健康課題の解消を図り、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を図らなければなりません。

健康の実現は、一人ひとりが自分にとっての健康とは何かを考え、発見し、生涯にわたって自分が健康であるための方法を自ら選択し実行することに他なりません。一人では健康づくりを始めたり、継続することが難しくても、周りの支援があれば、きっかけづくりや楽しく取組む助けとなるでしょう。第1次健康増進計画では、このような考え方に基づいて、「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまち」を基本理念としてきました。そして、このような考え方は、食を通じた健全な心身と豊かな人間性の形成を目指す食育の推進についてもそのままあてはまります。

本計画においても、前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「一人ひとりの健康づくりと食育をみんなで支えるまち」を基本理念とし、健康づくりと食育の一体的な推進を図ります。



5 施策の基本的な方向性

上記基本理念を実現するため、本計画においても、前計画同様、以下の3項目を施策の基本的な方向性とします。

(1) 生涯を通した健康づくり・食育の推進

健康は、市民がいきいきと、豊かで充実した生活を送るための基本的な条件です。また、市民一人ひとりが、食に関心を持ち、正しい知識を身につけることにより、適切な判断力を養い、生涯にわたる心身の健康と豊かな人間性を育むことができます。幼少期から食生活や運動など、望ましい生活習慣を身につけ「自分の健康は自らつくり・守る」という考え方のもとに、生涯を通じた健康づくりと食育を支援していきます。

さらに、健康的な生活習慣の形成や健康課題は加齢とともに変化していきます。生涯を、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青壯年期、高齢期の6つのライフステージに区分し、それぞれのライフステージに応じた健康と食育の目標を意識しながら、施策の推進を図ります。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

要介護状態の原因になりやすい脳血管疾患、糖尿病等は生活習慣病と言われるとおり、食生活や運動習慣等の生活習慣がその発症に大きく影響しています。本計画においても、疾病に対する早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の向上と改善を通じて健康増進・疾病予防に取組む「生活習慣病の発症予防」を推進します。

また、疾病の早期発見と早期治療につなげるため健診体制を充実するとともに、生活習慣の改善指導など、重症化予防に向けた取組みを医療機関などと連携を図りながら推進します。

(3) 健康づくりと食育を実践するための環境整備

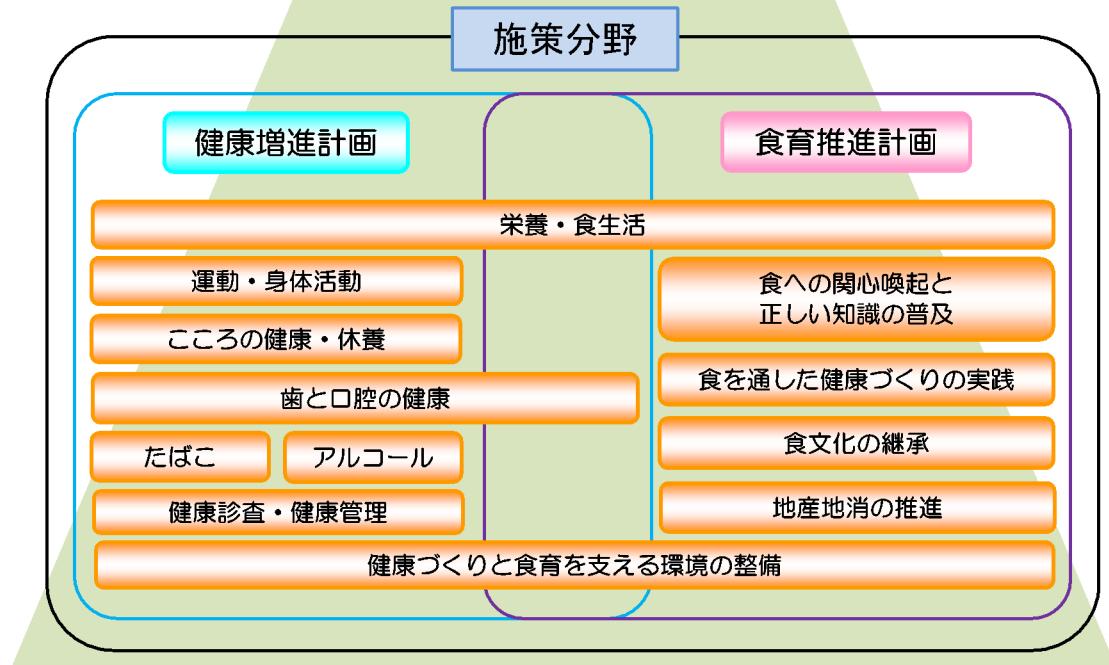
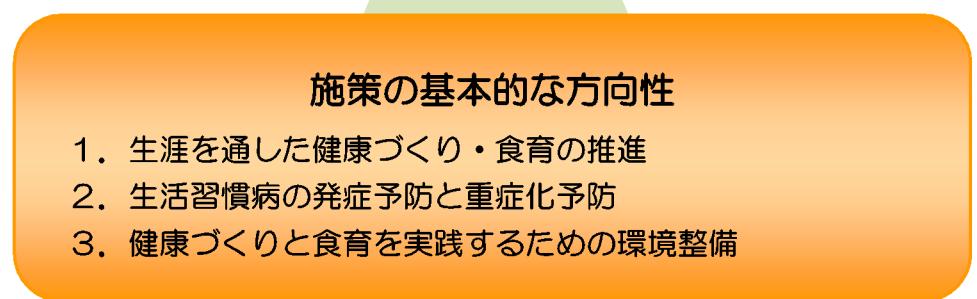
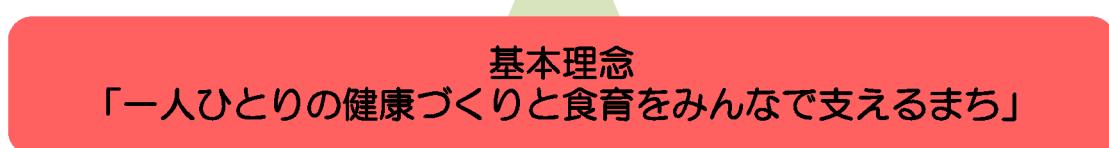
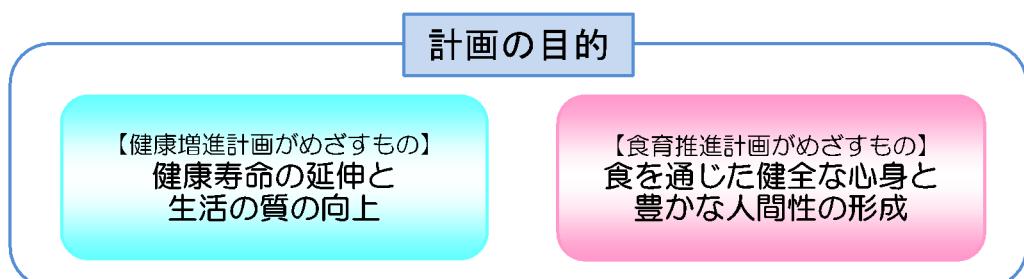
健康づくりや食育は、市民一人ひとりが正しい知識をもち、自らがその必要性を認識し、健康的な生活習慣を実践することにより効果をあげることができます。そのためには、地域全体で健康づくりと食育の輪を広げ、支え合う環境づくりが必要です。

今後、さらに健康づくりと食育を推進するためには、市民・地域、関係団体、行政等が協力し、地域における市民の“自主的な健康づくり・食育活動”を推進することが重要となってきます。

6 計画の全体イメージ

健康増進計画と食育推進計画には、一部施策分野に重なりがあります。計画の全体イメージは、おおよそ下図のようになります。

第2章で本市の健康づくりと食育を取り巻く現状と課題を整理した上で、第3章で健康増進計画、第4章で食育推進計画について定めることとします。



7 計画の策定体制

(1) 第2次小都市健康増進計画・第2次小都市食育推進計画策定会議等の設置

本計画の策定にあたっては、保健福祉部長及び関係各課の課長により組織する「第2次小都市健康増進計画・第2次小都市食育推進計画策定会議」を設置し、行政としての総括・企画立案等を行いました。

また、関係各課の係長で組織する「第2次小都市健康増進計画・第2次小都市食育推進計画作業部会」において、計画策定に関する具体的な調査や資料作成等を行いました。

(2) 小都市の健康や食生活についてのアンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の健康づくりや食生活に関する意識や実態等を把握するために、「小都市の健康や食生活についてのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	(1) 4歳児クラスの保護者 平成28年12月1日現在、小都市在住の幼稚園・保育所（園）の4歳児クラスに通園中の児童の保護者全員（258人）。 (2) 小学5年生 平成28年12月1日現在、小都市在住の小学5年生全員（547人）。 (3) 中学2年生 平成28年12月1日現在、小都市在住の中學2年生全員（580人）。 (4) 成人 平成28年12月1日現在、小都市在住の満20歳以上70歳未満の市民の中から、年齢10歳階層ごとに男女同数を無作為抽出した2,000名。
調査方法	(1)(2)(3)は、幼稚園・保育所（園）、学校を通じて配布回収。 (4)は、郵送配布・郵送回収。郵送による配布・回収。
調査期間	(1)(2)(3)は、平成28年12月5日（月）～12月21日（水）まで。 (4)は、平成28年12月6日（火）～12月26日（月）まで。
回収結果	(1) 配布数：258件 有効回収数：246件 (有効回収率：95.3%) (2) 配布数：547件 有効回収数：521件 (有効回収率：95.2%) (3) 配布数：580件 有効回収数：475件 (有効回収率：81.9%) (4) 配布数：2,000件 有効回収数：948件 (有効回収率：47.4%)

(3) パブリックコメントの実施

平成30年1月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。